

高知県東部体験型観光促進事業費補助金 事務取扱要領

この事務取扱要領は、高知県東部体験型観光促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

【補助対象団体】

高知県東部体験型観光促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める実行委員会もしくは団体とする。

営利企業や商工会議所等については、要綱第2条の目的に沿った取り組みを行う場合についてのみ、審査のうえ補助対象とすることがある。

【補助対象事業の例】

補助金の目的に資するソフト事業とし、その主な内容は以下のとおりとする。

- ①一般旅行及び教育旅行の受入れに向けた体験プログラム等の開発及び磨き上げ
- ②インストラクターやガイド等の人材育成
- ③その他、体験型観光の促進に繋がると認められる事業

【補助対象経費の例】

補助対象事業に係る次のような経費を補助対象とする。

- ①体験プログラム等の開発及び磨き上げに必要な物品の購入費用
- ②インストラクター及びガイド養成（人材育成）講座の開催費用
- ③着地型商品を盛り込んだツアー等の造成及び広告費用

【留意事項】

- ①同一団体に対する補助金の交付は、単年度につき1回限りとする。
- ②同一事業に対する補助金の交付は、通算3回までとする。ただし、事業内容が発展する場合や、異なる市町村で実施する場合等で代表理事が適当と認めた場合はこの限りではない。
- ③事業の途中で内容等を変更しようとする場合は、必ず事前に協議会に相談すること。
事前相談なく事業内容を変更した場合は、補助対象とならない場合がある。

【事業予算額】

1,800,000円

※予算が無くなり次第、募集を終了する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。